

令和4年度第3回流山市文化財審議会会議録

1 開催日時

令和5年3月28日（火）午後1時30分から16時50分

2 場 所

流山市立中央図書館会議室

3 議 題

（1）市指定文化財候補について

（2）流山市文化財保存活用地域計画について

（3）その他

4 出席委員

常木委員（会長）、小川委員、金出委員、
川根委員、関根委員、松浦委員、青柳委員、奥山委員、松井委員

5 欠席委員

武田委員（副会長）

6 事務局員

竹内生涯学習部長

秋谷博物館長

北澤博物館次長

小川学芸係長

宮川主任学芸員

志田藤学芸員

池田文化財作業員

7 傍聴者

なし

(北澤次長)

定刻となりましたので、令和4年度第3回流山市文化財審議会を開催いたします。

本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日も新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、円滑に議事を進めさせていただきます。

本来ならばここで教育委員会を代表いたしまして、田中教育長よりご挨拶申し上げますところですが、本日は年度末にあたり所用の為欠席をさせていただきますので、代わりまして竹内生涯学習部長より挨拶を申し上げます。

[生涯学習部長挨拶]

(北澤次長)

竹内部長、ありがとうございました。

これより議事に入らせていただきます。

会議開催に先立ちまして、資料を確認させていただきます。

先日送付いたしました「会議資料」の他、本日配付いたしました「会議次第」、「座席表」、「委員名簿」です。現地視察後、追加の資料を配布させていただきます。不足などはございませんでしょうか。

審議会の議事は、公開が義務付けられております。会議録の作成のため、録音をさせていただきますので、ご了承願います。また、発言は挙手の上、議長より指名がなされてから発言をお願いいたします。

手元にはマイクを置かせていただきましたので、マイクを使って発言をお願いいたします。

「流山市文化財保護に関する条例」第46条第1項の規定に拠りまして、会議の議長は会長に務めていただくことになっておりますので、ここからの進行は、常木会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(常木会長)

それでは議事進行に先立ち、事務局に出席委員数の報告を求めます。

(小川係長)

本日の会議につきましては、委員 10 名のところ、現在 8 名、松井委員におかれましては 1 時間程度遅れるとのこと。いずれにしても過半数の出席をいただいておりますので、「流山市文化財の保護に関する条例第 46 条第 2 項」の規定により、会議が成立していることを申し添えます。

(常木会長)

会議成立と言うことですので、次第により議事を進行させていただきます。

議題 (1) 「市指定候補文化財」について、事務局より説明をお願いいたします。

(小川係長)

議題 (1) 「市指定候補文化財」について説明いたします。

令和 3 年 6 月、NPO 法人流山史跡ガイドの会理事長・根郷町会長・宿連合自治会長・流山 9 丁目自治会長から、流山本町界限に所在する 7 件の文化財について、史跡指定の要望書が市へ提出されました。

これを受け、これまで 2 回の現地視察を行ってまいりました。3 回目となる今回は、「(3) 天晴白みりん発祥の地」「(4) 万上白みりん発祥の地」「(6) 加村河岸並びに矢河原の渡し跡」「(7) 流山河岸並びに丹後の渡し跡」の 4 件について現地視察を行い、委員の皆様からご意見を頂戴できればと思っております。

車を正面玄関に用意してありますので、この後は現地へ向かいます。用意のできた委員の方から正面玄関へご移動をお願いいたします。

視察後は、この会場に戻る予定です。

— 現地視察 —

- (6) 加村河岸並びに矢河原の渡し跡
- (3) 天晴白みりん発祥の地
- (7) 流山河岸並びに丹後の渡し跡
- (4) 万上白みりん発祥の地

視察から戻り、会議を再開

(常木会長)

それでは議題(1)「市指定候補文化財」について審議を再開したいと思います。今回で7件の候補文化財すべての現地確認していただきましたが、市指定に関して、各委員の忌憚りの無いご意見を頂戴したいと思います。

(小川委員)

前回からも議題に出ていますが、策定中の文化財保存活用地域計画の中に7件の候補文化財を位置付けて、要件等が整ったら、改めて市の指定文化財として検討する方向が良いと思います。

(金出委員)

保存活用計画が策定されたらということですね。

(小川委員)

いろいろ条件的に市指定できないものについては、そういう救済方法を考えたほうがいいのかと思います。

(常木会長)

小川委員がおっしゃった内容は、流山市ではたぶん認定文化財という形で、文化財保存活用地域計画中で考えている文化財指定のあり方だと思います。

7件の候補文化財の要望書提出の関係者である青柳委員はいかがですか。

(青柳委員)

質問の趣旨をもう一度確認しても良いですか。

(常木会長)

小川委員の趣旨は、市指定文化財・県指定文化財などの文化財指定で

はなくて、文化財保存活用地域計画の中で考えているような認定文化財でよろしいのではないか、ということです。もっと広い範囲で、市独自に文化財を保存するということだと思います。それは有形文化財・無形文化財等の指定文化財の形だけではなくて、モノ自体が無い、場所が残っていないということで、文化財として指定するのは難しいけれども、「(皆で守っていくような)景観などを認定文化財という形で広く網羅していこう」、「皆さんに守っていただくような話をしていこう」という動きです。

7件の候補文化財に関する要望書にある史跡を文化財として指定ということも有り得ると思うのですが、その辺のご意見はいかかがでしょうか。

(青柳委員)

文化財という枠の中においては、有形文化財が主流であると思っています。また流山のように船の時代から鉄道の時代へと代わって商売ができなくなるなど、時代が変わる事でも様子が変わります。有形文化財の建造物は、整備することによって残っていくと一般的には思います。しかし、商売を廃業するなどの理由によって、徐々に土蔵や古い建物が無くなっていくように思います。

流山市は太平洋戦争で空襲を受けた町でもなく、戊辰戦争で近藤勇が出頭したことによって焼けた町でもない。ただ建物などは商売を続けられなくなって、壊れるに任せるしかないものもあります。戦災を受けた町ではない故に、東京や名古屋とは違って、道路は江戸時代や明治時代のままであったりします。私は、仏像や掛け軸だけが文化財と言う訳ではなく、記念物・史跡という区分があるので、そちらについても指定をしていただきたいといってきました。

流山市にはその史跡を訪ねて、たくさんの方が来訪されます。その流山の変わっていない地形や変わっていない史跡によって、いわゆる場所が特定できるということはあると思います。流山市の記念物・史跡は、一茶双樹記念館しか現在はありません。それに匹敵する、対応をするような場所として、要望書に挙げた7件の候補文化財があります。これは流山市の中核を成す場所であり、市の歴史の根幹を成す場所でもあります。

ここからいろいろと物事が広がっていった訳であり、その原点を成すものですので、これらは流山市の史跡でなくてはならないと思いますし、他のことは考えられません。そこに建物が無いとしても、場所は特定されています。

例えば葛飾県に対応する上総の宮谷県跡は千葉県指定史跡になっています。印旛県に対応する木更津県跡は木更津市指定史跡です。木更津県庁の史跡には、建物などは残っていませんが、史跡の場所は特定されています。その木更津県庁跡は全域の地権者が同意しているという訳ではなく、木更津市役所がわずかに持っている場所を申請地として、そして全体の範囲を特定できている状態で指定しています。

このように要望書に挙げた7件の候補文化財も、対応できないことはないと思います。本町だけでなく市内全域に史跡候補がありますが、流山市の発展の原点として、流山本町の自治会と話し合っただけで要望書を提出させていただきました。仮に建物が残ってなくても、場所が特定できているのだから、これはまさに流山市のベースだと私は思います。

(常木会長)

確かに7件の候補文化財の重要性については、青柳委員のおっしゃるとおりだと思います。

しかし、基本的に文化財保護法に準拠すると、有形のものであれば、有形文化財としての要件があり、無形の場合も同様に要件があります。そういう意味では、現存しないものについての指定は難しいと思います。ただし文化財保存活用地域計画中では、寧ろそういった網にかからないような文化財、地域の人々が自分達で大事に守っていきたい、そういうものをそれぞれの地域で「遺産」とか「資産」と呼び、流山市の場合は「認定文化財」という形で市が認定し、みんなで守っていくことを考えています。その後、保存や活用していくことを目指していると思います。

文化庁の方に文化財の定義を聞いたところ、「それは地域の方が自由に決めていただいて良い」と言っておりました。それは丸投げではないかとも思いましたが、別の文化庁の職員も、「地域の方が文化財として守っていききたいものを認定していけば良い、それは必ずしも国が決めた文化財の6類型だけではない」と言っていました。

7 件の候補文化財に関しては、現存するものがほとんど残っていない状態ではありますが、その場所やその規模は重要と思っています。今後、流山市で認定文化財という形でこれらをアピールし、どんどん活用していくような形が最適と思います。

(北澤次長)

木更津県跡と宮谷県跡の史跡指定についてですが、木更津県跡は昭和41年、宮谷県跡は昭和29年指定で、かなり前の史跡指定です。現在の史跡指定の基準とは異なった状況を考えると、同じように評価することは難しいと感じております。

(金出委員)

市の史跡に指定した時に、いろいろと制約が出てくると思います。仮に所有者の同意を得て7件の候補文化財を市指定とした場合、例えば工場だったら拡張するとか、切り売りするとか、土地に関する制約が出てくると思います。川岸については治水のために土手を改修することにも制限がかかります。範囲を決めて指定することによるメリットに対して、文化財の所有者にあっては、逆にどのような制約となるのかを考える必要があります。市による史跡指定とは、史跡公園として今後何も触らない。或いは建物を復元するとか、将来の見通し、保護政策があつてのものだと思います。指定以外の方法として、地域計画の中で落とし込むことができるのではないかと思います。

現状でも工場の範囲や昔の屋敷地の範囲が分かるような説明看板があります。それ以上のものが史跡整備を行うことによって、市民にとってメリットがあるのであれば、史跡化をすることに大きな意味があると思います。指定することで民間の権利を制約することになりかねないこと、そのバランスというか、何を求めるのかが現時点では見えていません。先程の説明で、7件の候補文化財が流山の根幹となる場所であるということは良く判りましたが、ガイドをさかれていて、「これが史跡です」と言いたいこと、ここに重きを置かれていることと思いますが、今ある看板でもその役割を十分に果たしていると感じました。

(青柳委員)

史跡指定の関係で、指定範囲において地権者の了解を取ることが必要であるとのことですが、関宿城跡の場合には本丸から三丸まであり、地権者が大勢おられます。そのすべての方に了解を得たかという点、そうではないと思っています。関宿城跡の範囲は特定していますが、その中心地、石碑が建っている辺りが野田市の所有地となっています。申請地番は市所有地で、「市所有地ほか」で史跡指定がされています。木更津県庁跡も同様と聞いています。7件の候補文化財の中で、渡し場は確かに市所有の土地ではありません。ただ常興寺や新選組近藤本陣跡などは、所有者に了解を得れば良いことで、できなければ土蔵を申請地として、「申請地ほか」として指定出来るのではと思っています。

史跡指定とするメリットですが、市民の認識が自ずと変わると思います。一茶双樹記念館のように史跡として指定していれば、これは指定されているのだと、市民は別の見方をすると思います。この7件の候補文化財を指定した場合、流山の歴史の根幹を成すものはこういうもので、流山の歴史の成り立ちはこういうことだと、背景が一目瞭然に理解できると思います。それによってメリハリがつきストーリーが判る。それが非常に判りやすい町であるが故に、流山市民、子供達にとっても判りやすい流山の歴史、それが頭に入って刻み込まれます。また僅かに残っている有形文化財は歴史を背景にして、保存しやすくなり、且つ活用できるようになると思います。

(常木会長)

指定した場合、現状変更の問題など様々な問題が関わってくると思います。確かに子供達や地元の方々にしても、それはシンボリックなものとして心に残っていくものが有形にしても無形にしても存在していれば良いと思います。記憶だけでそれを指定することは非常に難しい問題だと思います。ここはかつて庁舎がありました、かつて橋がありました、と言うだけでは難しいと思います。ただ、かつてありましたので、それをひとつの核として、認定文化財として指定することは可能だと思います。その場合は、今はもう無くなってしまっていますが、その記憶を紡ぎ、他のものとも繋がっていく。そのストーリーや一つの歴史を描けま

すという形であれば良いのではないかとと思います。

文化財審議会では、市指定文化財を今後増やしていきたいと思いますが、実態の無いものを市指定にしていくのは難しいと感じます。なので、7件の候補文化財に関しては、認定文化財としてもう少し緩やかに話をまとめていくほうが良いと思います。

(小川委員)

市指定には少なくとも、市指定の下にランクするというのは語弊がありますが、審議している7件の候補文化財については、一括して市独自の認定文化財とすることで収めることはできませんか。

と言うのは、関宿城跡に関しても指定時期のずれがあって、事務局としては今の法律に照らし合わせなくてはなりませんので、そこに溝があると思います。

事務局が活用を検討しているようですので、その方法で進めていくべきではないかと思います。

どうしても市指定でなければだめでしょうか。

(青柳委員)

7件の候補文化財についての要望書は、文化庁の通達以前に申請したものですので、法改正を経て少し様子が変わってきているように感じます。正式には令和3年6月、秋元浩司さんが存命中に、自治会長と話をして提出したものです。

この件につきましては、平成26年に私が文化財審議委員になった時、私は史跡ガイドをやっており、この頃から大事なことだと思っておりました。それから長く要望書を提出できずにおりましたが、流山本町の方と相談して、令和3年6月に提出したのが経緯となります。一茶双樹記念館だけは、流山市の史跡指定になっておりましたが、別にあそこに小林一茶が来たわけでもなく、あの建物で寝泊りしたわけでもない。あの辺に小林一茶が来たということで、小林一茶寄寓の地となっています。そのような意味では、7件の候補文化財はこれと遜色するわけではないと思いますし、それ以上の扱いであっても不思議ではないと思い要望書を提出しました。

(常木会長)

日本の文化財というのは、作り直すことが日常的にあります。首里城にしても、どこにしても作り直して新しくするということがあります。例えば式年遷宮では数十年毎に社殿を作り直すという習慣があります。私は海外の石の文化を研究している研究者と話をすると、どうしても残ることがあります。日本の場合は木の文化であるので、どうしても残らないけどそこに何十年間、何百年間かで作り直して、新しくしていくような形で、そこに繋いでいく形があります。ですから一茶双樹記念館も建物はそのものでは無いかもしれませんが、秋元家と小林一茶がそこで一緒に過ごした記憶が残っている場所として存在すると思います。これはしっかりとした市指定史跡で良いと思います。逆に全く新しく何もない所、記憶に残っていない所で、新しく作り出すのは難しい問題であると思います。

認定文化財といっても市で指定する文化財の一種です。ただ文化財保護法の網にはかかっていませんが、市認定の文化財であることは確かです。「市指定で大事に守っていきましょう」、「文化財保存活用地域計画の中でやっていきましょう」という形です。

(川根委員)

7件の候補文化財は、青柳委員のおっしゃっている通り、流山の歴史を語る上では欠くことができない重要な史跡であると私も認識しています。ただ昔の面影、建造物が残っていれば良いのですが、昔の様相を知るものが現状では全く無い場所を市指定の史跡に指定するには、ひっかかる場所があります。

小川委員の、「条件が整ってくれば」という発言はその通りだと思います。当時の様相が想像できるような建物とは言わないまでも、門構えや配置図が見つかるなど、審議できる条件が整ってきたら、初めて史跡としての検討がなされると思っています。

認定文化財の認定要件はまだ決まっていないとのことですが、認定にするにしても範囲を特定することが必要となりますか。

(青柳委員)

前に調べたことがあるのですが、史跡の認定というのは、その範囲を特定できるのかというのが重要なポイントと聞いています。

(川根委員)

もしそういうことであれば、範囲については審議会等でこれから検討する必要があると思います。いずれにしても、この7件の候補文化財につきましては、市指定というよりも認定文化財というのが相応しいと考えております。

(常木会長)

おそらく認定文化財として認定するものは、記念物とか文化的景観とか、きっちり入らなくても良いものも含まれ、地域で守っていきたいと思うようなものを入れていけば良いと思います。認定の際には、史跡の範囲を含めて、厳密にやらない形になると思います。

(北澤次長)

認定文化財の認定基準につきましては、具体的に決まったものはまだありません。他市の例ですと、事務局や審議会から推薦したもの、市民の方が自薦し、その内容に関して審議会でも文化財を審議し、市として認定という流れがあります。恐らくはミックスした形で運用していくことが良いと思っています。また、認定範囲の具体的に線引きまできっちりとするかということ、そこまで検討できていません。

例えば「天晴白みりん発祥の地」については、ポケットパークのポイントだけを史跡としておきますという所からスタートになります。

(松浦委員)

不勉強だったのですが、認定文化財に関する市の条例はありますか。

(北澤次長)

条例はありません。また、制定する予定もありません。

(松浦委員)

皆さんのご意見を聞いていると、この7件の候補文化財に関しては、認定文化財で良いのではと思います。

史跡指定の場合、現状、残っている文化財を保存していくために、指定することが、一番根本の話ではないかと思います。

範囲に関しては、認定の場合はあまり必要ないと思いますが、史跡指定の場合には範囲を特定することが重要になってくると思います。

(関根委員)

文化財審議会では、どうしても文化財が中心になってしまうのですが、町の整備に関しては、都市計画法があります。同法には風致地区というものがあり、昔の様子がわかる古い道とか残っていなくても、道幅で古い道だと判ります。そういうことでも整備できるので、都市計画法等で保存できないかを考えてみてはいかががでしょうか。そこに昔あったであろう橋とか道も、史跡ではなく風致地域、エリアとして保存できれば、整備できるのではないかと思います。認定となると、どこまで残っているか、それが本当に正しいのか、何時代なのかというところまで必要となるので、文化財保護法だけではなく、都市計画の課と協力して、どのように整備していくかを検討しても良いと思います。

例えば新しい家を建てる時に、近隣の方に協力いただいて、西洋風のピンク色の家を建てないようにするなど、将来を見据えて計画を立てていかないと、うまくいきません。そう言った所を決めて、このエリアは伝統的な場所で、なお且つこれから住んでいく方にはその歴史を踏まえて家を建てたり、庭を作ったりするときには、協力してくださいということを、呼びかけられるようにしてもらいたい。何か認定をするにしても、範囲とかではなく、全体的な整備が上手くいくような形にしたら良いと思います。

もう一点は、国交省で歴史街づくり法を管轄していますが、今は法律に従って町を整備する、そういう市が全国的に多いと思います。歴史街づくり法の場合には、文化財そのものの価値というより、その町がどの時代に、どんな文化を持っていたのかというのがキーポイントになっています。その歴史街づくり法に準拠したような形で指定するというより、

そのエリアであるとか、町の文化などを保存できるような形で進めていかれたら良いと思います。アイデアを出すのはすぐには難しいですが、土地の利用の仕方、進められるものもあると思います。

また、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（観光圏整備法）が最近制定され、私も勉強し始めました。観光圏整備法では、町づくりをする際に「昔、川に船で船頭さんが行き来する交流圏において市域を越えて保存しよう」とする際に、それを整備することで補助金を出しています。観光の地域づくりで、観光圏を整備するという視点からエリアとかバッファゾーンを保存できるように町のほうでも文化財、観光、都市計画というように分断しないで、統一したもので何か保存できたら良いと思います。

（常木会長）

文化財保存活用地域計画策定協議会の中には、観光などいろいろな方に委員として入っていただいて、その中で自分達の歴史や文化を大切に守っていくためには、どういうものを登録しどのように活用していくか、活用することによって将来に繋げていこうという形で皆さんが議論しています。

そういう意味では、7件の候補文化財は、市指定としての文化財ではなくて、文化財保存活用地域計画中での認定文化財という形で活かしていく方向で行きたいと思います。

そういう方向でよろしいということであれば、認定文化財の方向で行きたいと思いますが、皆さんの意見はどうでしょうか。

（関根委員）

事務局へ質問ですが、風致地区の管轄はどこですか。

（北澤次長）

都市計画課です。

（関根委員）

風致地区で文化財が重複しているのはどこにありますか。

(北澤次長)

基本的に市中には、文化財に関する風致地区として指定されている地区はありません。後で説明する文化財保存活用地域計画の3ページに、都市計画課で流山都市計画マスタープランというのを令和2年度から令和11年度の計画で作られています。その中で、流山本町と利根運河周辺の歴史的文化的遺産の活用が位置付けられているという程度です。

(関根委員)

認定文化財として認定すると、その周りの新しい家や道路というのは補助金の対象外になってしまいます。本来はエリアで面的に網掛けをした方が、保護も進むし補助金を受けられるので良いかと思います。

認定後にエリアを設定することも良いですが、エリアにしておいた方がいいと思います。認定文化財を個別に認定し、はっきりしない境界で場所を認定すると、史跡整備が進まない気がします。

(常木会長)

具体的に認定文化財の認定の仕方や運用法などは、まだ決まっていますので、今後どのように決めるのかを決めていく必要があると思います。

(松浦委員)

丹後の渡し跡を視察に行きましたが、橋脚が残っています。今後国交省が河川改修など土手の改修をした際に渡しの跡地が判らなくなってしまう可能性もあるので、その点気を付けてもらいたいです。

(小川委員)

国交省の河川事務所に行けば、河川改修の資料は残っていると思います。

(常木会長)

流山の文化財保存活用地域計画もそうなのですが、市指定文化財の指定を文化財審議会ですべて挙げていきたいと考えております。

例えば利根運河は国指定史跡にしたいと考えています。また、東深井古墳群や三輪野山貝塚なども、県指定や市指定に指定出来たらと思っています。市指定を増やしていくことが大事だと思います。有形でも無形でも民俗文化財でも、ただ文化的景観は審議したことがないのですが、積極的に候補を出していただけたらいいと思います。要望書の7件の候補文化財については、議論のたたき台としては、大変重要と思います。

いかがでしょうか、7件の候補文化財については市指定に指定するよりも、むしろ文化財保存活用地域計画の中での認定文化財として、市民が守っていける形の指定で取扱っていきたいと思います。

その辺は現在策定している文化財保存活用地域計画の中に位置付けを検討していただきたい。事務局はその方針で取り組んで、また出してくださいという形でまとめたいと思います。

よろしければ、7件の候補文化財に関してはこのように進めさせていただきたいと考えております。

(他の委員からの意見無)

(常木会長)

ありがとうございました。

次に議題(2)の「流山市文化財保存活用地域計画」について、事務局より説明をお願いします。

(北澤次長)

議題(2) 流山市文化財保存活用地域計画について説明

序 章 計画策定の背景と目的

第1章 流山市の概要

第2章 流山市の歴史文化の特徴

第3章 流山市における文化財調査の概要と保存・活用の課題及び方針

第4章 計画の実行内容と年次計画

第5章 文化財の防災・防犯体制

(常木会長)

事務局から説明がありましたが、委員の皆さんからご意見をいただけたらと思います。

(松浦委員)

この計画案を文化庁にいつまでに提出される予定ですか。私が委員をしている別の市では既に令和5年3月中頃に地域計画案を提出しています。

(北澤次長)

松浦委員がおっしゃったように、3月に提出した市町村は、この7月の認定を受けるために動いている自治体です。流山に関しては、令和5年12月の認定を目指しており、文化庁への提出は9月頃の予定です。

3月に計画案を提出している市は4月から6月にかけて提出した内容に関して修正などを行い、最終的に7月に認定される予定です。

次の会議には、地域計画が完全にできた状態で審議会に諮り、6月から7月に市民に向けたパブリックコメントを実施する予定です。

その結果を受け、最終的な本の体裁に装丁して9月に文化庁に提出するという流れです。

(松浦委員)

今後、京都へは行く必要があるのですか。

(北澤次長)

京都には、昨年9月にZOOMで会議をやっています。今月に入りまして文化庁から連絡があって、4月25日に京都に行く予定になっています。旅費を含めて100%国庫補助金の助成対象となります。まだ最終的に内定通知書が来てないので判りませんが、旅費と協議会の委員の報酬も補助金の対象になっています。

(関根委員)

この計画案の42ページについて質問をします。1点目は、文化財全般

に「文化財の移動や散逸も確認されている」や「現況の調査が必要な状況です」とありますが、基本施策の51ページ17石造物の現況調査では、散逸した文化財の移動の有無の調査、分布の調査が必要とあります。危機に瀕する文化財の調査とか、それを食い止めるようなものを、基本施策の最初に入れる必要があると思います。提案として危機に瀕する文化財の調査と計画的な保存計画を立てることが必要だと思います。いきなり全部を修理したり、保全したり保護したりするのは無理だと思うので、計画の立案などから進めてはいかがでしょうか。

2点目は42ページ埋蔵文化財「開発により多くの遺跡が消滅しています」とありますが、結構これは危機的なもので、大至急取り組まないといけないかなと思うのですが、基本施策や基本方針に埋蔵文化財や遺跡は一切書いてありません。文化財指定や維持管理のところに遺跡が一切ないというのは、課題というところでトップ公告として出しているものが、方針に入っていない。結構厳しいと思います。私は、埋蔵文化財は専門ではありませんが、新しい街ができ開発されていく場合には、やはり遺跡の保護は筆頭に来るのではないかと思います。それに対する計画や保護などの措置を、施策や政策に入れる必要があると思います。

結局は開発されて終わったという、何もない骨抜きの方策になってしまっているので、遺跡の保護についてはきちんと取り組んでいただきたいと思います。また、埋蔵文化財に関しては未指定でたくさん貴重な文化財があるにもかかわらず、1件も市指定の文化財に指定されていないことも問題と思いました。そういうことが判っているのであれば、埋蔵文化財の指定を重点的に特化したらいいいのではないかと思います。これはこの計画とは別なもので、文化財審議会でもやり始めたらいいのではないかと思います。

3点目は埋蔵文化財調査報告書の刊行が進んでいないことについてです。資料のデジタルデータ化に関しては既に取り組まれているとのことで、確かに大切なことかと思うのですが、それよりも報告書の刊行が進んでいないという方がもっと危機な状況だと思います。報告書の刊行を進めるような手立てとして、補助金の助成を受けて進めたり、その分野の専門家に執筆を依頼するなどの計画を立てるとか、そういったものはここに記載されても良いかと思います。

最後に質問があるのですが、53 ページの 42 が「市指定外文化財の保全」とありますが、「取組み」というところには、文化財に何ら救済が位置付けられていないと書いてあります。今後こういうことを積極的にやっけていけないといけないと書いてありますが、地域というところに◎、行政にも◎は、位置づけられていないのに◎というのはどういうことでしょうか。明らかに間違っているのではないのかなと思いますので、そこは修正していただきたいと思いました。

(北澤次長)

まず最後の◎について説明させていただきます。○が何で◎が何というのをまず書いていないのは申し訳ございませんでした。◎はそれぞれの取組みに対して主体的に動いていただきたい方々。○は主体的ではないがこの取組みと一緒に活動をしていただくということの位置付けです。

防災・防犯に関しての強化は、まだ具体的ではないですが、市の職員だけでパトロールするのは、はっきり言って無理だと思いますので、こういう計画の中でいうと、市民との連携が必要だと思います。例えば史跡ガイドの会の皆さんに依頼し、文化財巡りをしながら同時に文化財の状態を確認してもらうなどです。このように防犯の取組みと一緒にできるという意味で◎となります。ここに関しては説明不足です。申し訳ございません。特に行政だけではやっていけないものが多いので、共同して取組めるものは○としてあります。

関根委員のご指摘の通り、施策に関しては前回の文化財保存活用地域計画策定協議会でも、課題と方針、施策とどれができている、どれができていないのか、それを実際どうするのか、どのように連携するのかなど、ご指摘をいただいています。できるだけ今日の意見を含めて反映する形で入れていきたいと思っています。

(常木会長)

他にご意見はありますか。

(松浦委員)

石造物に関しては、悉皆調査が行われ報告書が刊行されていますが、

古民家や仏像等に関する悉皆調査はやっていますか。

(小川委員)

仏像に関しては調査済みであり、報告書になっています。

(松浦委員)

文化財の悉皆調査を方針に入れなくてはならないのではと思いました。

(常木会長)

この保存活用計画書を策定するためには、文化財の悉皆調査をやることが前提となっております、いま事務局が行っております。

(松浦委員)

全体的に方針は丹念にやられていると思います。一通り目を通したのですが、じっくり議論するには時間が足りませんので、意見をまとめて事務局に渡します。

もう一つ、流山の地区というか、流山市は村と村が合併して市になっていますので、地区割ができると思うので、その地区割に沿って文化財がどういう状況になっているのかも整理する必要があると思います。

(北澤次長)

仏像に関して、博物館の調査研究報告が30冊刊行されていまして、その中で仏像・絵馬・オビシャ行事等の調査報告が出ています。平成が始まる前後くらいまで主だった調査を完了しています。この計画で入れているのは、調査後の30年間でいろいろと動いてしまったもの、現況確認など実態調査の必要があるということで、計画を位置付けています。

建造物に関しては、市内の建物を全部やり切れている状況ではないので、ご指摘通り調査をする必要があります。

(小川委員)

地区別には分けていると思いますが、具体的にどのようになっていますか。

(北澤次長)

地区別に関しては、鎌ヶ谷市の場合は地区毎に分けています。その辺は市町村によってやり方は違うのですが、事務局としては最終的にこの3つを重ねると市域全部入ってしまう形になるので、昔の町村だけでやると、なかなか一つの構成文化財としてつくるのは難しいと考えたので、それぞれの特徴あるものを6つ掲げさせていただきました。

(松浦委員)

埋蔵文化財調査報告書の未刊行が多いということは分かりました。これは予算の問題ではなくて、整理をやって報告書を出す時間が無いということでしょうか。整理作業の体制が整っていないのではないのでしょうか。例えば、埋蔵文化財の担当は何人ですか。

(北澤次長)

現状は私を除き、3人です。

(松浦委員)

流山市の発掘調査件数からして、人員を増やす必要があると思います。埋蔵文化財に関しては、色々問題があると感じています。

また、博物館の年報が出ていますが、博物館紀要が無いので今後を考えると博物館紀要を出すようにしたら良いと思います。

(北澤次長)

34頁にある「台地と谷津の恵み」の主な文化財群には、ご指摘の通り書き足りていない部分があり、不十分です。しっかりと記載いたします。埋蔵文化財に関しては問題が多岐にわたり、地域計画で明文化することによって取組んでいきます、という宣言と思っております。

(松浦委員)

歴史概要のところで、縄文時代は約17,000年前から3,000年前とありますが、約17,000年前から縄文時代が始まるというのは青森県大平山元遺跡出土土器の年代を反映した年代観であると思います。約17,000

年前から 12,000 年前まではいわゆる縄文時代草創期とされているのですが、実はその年代は縄文時代以前の先縄文時代にあたるという論文(新説)を書いたばかりなので、私としては縄文時代の始まりは約 12,000 年前の早期にあると考えています。

また、市内の貝塚に関しては、貝層の分布図や地形測量図の作成をやられていなかったと思いますので、地域計画を策定する際に作られても良いのではないのでしょうか。例えば上貝塚については、貝層が非常に良好に残っていると感じています。それらのことから、貝層の範囲調査や地形測量図をこの地域計画で作られたほうが良いと感じています。それから小川係長が発掘された野々下貝塚についても、貝層が広域に分布しており、こちらもぜひ測量してもらいたいと思います。

青柳委員が以前仰っていた野馬土手に関しては、開発によって消滅することが多くなっており、これは問題だと思います。このことから市内の野馬土手の所在を早急に確認して、分布図を作ってほしいと感じております。

(小川委員)

野馬土手の分布図に関しては、分布調査を行い刊行物になっております。36 頁 3 行目、埋蔵文化財の調査担当者についてですが、3 行目に「野田市郷土博物館の下津谷達男氏」とありますが、現在は所属していないので()で表記されてはいかがでしょうか。同様に(千葉県立高校教諭)古宮隆信氏とした方が良いと感じました。

5 頁の「文化財保護法で保護されるもの」について、今上落としと用水路については、運河との関わりを考えると非常に意味が有ると思います。運河の開削は大変な工事をしており、利根運河を考える時にも、野田のたまり水を江戸川まで流すことは重要で、河岸場との関係も関わってきます。渡しという名称は、通称(〇〇の渡し)としてもらいたい。河岸場があれば、渡しは当たり前にあるのですから、どちらが起源かという渡しは早いと思います。利根川の舟運による物資は、夏の渇水期には関宿まで行けませんので、ほとんどの場合は流山の河岸で荷が降ろされます。江戸時代の海上ルートと同様に、布施、野田、瀬戸、木野崎と道路で繋がっています。道路という面で見ると非常に歴史的な意味合

いがあると思いますので、このような観点からも調査してもらいたいと感じています。河岸に関しては運河の対岸の深井新田にも渡しがあり、時代的にも同じですので、これらも踏まえて頂けるとありがたいです。

（常木会長）

ありがとうございます。会議の中ですべて取上げることはできませんので、気が付いたことがありましたら事務局にお伝えいただければと思います。

（金出委員）

6つの物語が市民に一番訴えたいことだと思いますが、表題の中世というのは時代であり、遺跡を作るとというのが動詞になっている。表題を名詞形に揃えると判りやすいのではないかと思います。例えば八木郷については、中世〇〇の〇〇集落としても良いのではないのでしょうか。

流山市の特徴は、立地として非常に豊かで、生活環境もとても魅力的であったことにより旧石器時代から継続的に人が住み続けた場所であることを、最初に記述して欲しいと思います。その後、通史的に各時代の説明をすると、市民の方は読んでみたくなると思います。

地域計画案を一読しました。これが文化庁の望んでいる体裁に沿って作られていることは判りますが、最初の方はかなり行政文書的に淡々と記載されており、例えば最初に市長の序文を載せたら読みやすくなると思います。また、構成上難しいかもしれませんが、計画書の要約が最初の導入部分に記載されていると、読んで下さる方が増えると思います。

それで6つの物語について、1から6まで振られている番号は意図的な順番になっているのでしょうか。

順番を付けざるを得ないのであれば、地形に基づく生活の場、中世、近世に入って、みりんのこと、牧のこと、近代になって運河、今失われようとしているが、懸命に継承している祭りについて、そういう時代の流れが大きく見えてくると、更にこの継続性が伝わるのではないかと思います。

また、文化財報告書リストや文献リストにある刊行年が元号で表記されています。昭和から平成、令和となりどれくらい前のものなのか計算

しにくくなっているのでは西暦を併記する、ないしは本文の中で西暦が()で併記されていると読みにくいので、現代については西暦だけ書いたほうが判りやすいと思います。

(常木会長)

ありがとうございます。ただ、和暦表記に関してはたぶん無理だと思います。計画書の書式もそうですが、和暦に西暦併記すると決められています。

(北澤次長)

ストーリーの順番はこだわっているわけではありません。文化財保存活用地域計画策定協議会の中でも、古くから住みやすい街というのを謳っているのと、流山という地名に掛けて時が流れてずっと引き継がれているというのを強調した方が良いのではという意見をいただいていますので、今の意見も参考にして修正したいと思います。

(常木会長)

時の流れでやることも良いと思いますが、一番強調したい所からいくことも有効だと思います。それがこの順番で良いのかは別です。

(金出委員)

みりんがトップにくるのは、良いですね。

(常木会長)

いかがでしょうか。ご発言をなされていない委員の方は、ぜひアドバイスをいただけるとありがたいです。

(川根委員)

6月から7月にパブリックコメントを実施するという事は、その前に文化財審議会を開く予定ですか。

(北澤次長)

文化財審議会については、その前に開催する予定です。

(川根委員)

細かい点については、次回の文化財審議会では指摘させていただきます。

(北澤次長)

常木会長の予定もありますので、次回の文化財審議会は5月末頃を予定しています。

(常木会長)

松井委員・奥山委員、何かありますでしょうか。

(松井委員)

私も文化財保存活用地域計画策定協議会の委員をしており、その中で埋蔵文化財報告書が刊行されていない未報告の発掘調査が多くあることが気になっております。可能であれば、どんどん刊行していただきたいと思っておりますが、その反面、博物館の体制が気になっております。どういう形で報告書を刊行できるように、体制を整えていくかが気になります。あとは、報告書よりもデジタル化を進めていただきたいという意見も上がっていたと思います。

(常木会長)

流山市では概報のみの発掘調査は未報告の扱いになっておりますので、とても控えめだと思います。これは流山市だけではなく、自治体だけではなく、大学などでも同じ問題を抱えております。

(松井委員)

報告書を刊行していないということは、一般の人が見られないと感じてしまっていますが、概要は来館すれば閲覧できる状況ですか。

(北澤次長)

閲覧可能です。

(松井委員)

概報が刊行されているという情報は、入れることはできますか。報告書が出ていないというと、何もしていないというように感じます。

(北澤次長)

先日お渡ししたリストに概報の行を追加すれば、示すことはできます。

(常木会長)

三輪野山遺跡群については概要報告が出ていますが、本報告だと何十冊となり、大変と思います。

(奥山委員)

金出委員がおっしゃっていたように、ストーリーの流れをどのように決めたのかが気になりました。

(北澤次長)

ストーリーに関しては基本的には市のどの地区でも、ここは入っていないということのを避けるようにしました。新しい古いは別として、どの地区にも必ず歴史的なものは存在していますので、それを網羅することが基本です。その中で、特にトピックとしてどう捉えるかということで、この6つにさせていただきました。

(常木会長)

地域計画を策定しないことには、補助金を全くもらえなくなるという状況があります。普段の業務とは別に作成しているとのことで、大変だと思います。所要時間が経過しておりますので、他にご意見がある方がおられなければ、事務局は委員の皆様から頂いた意見を取り入れて、修正した上で次回の会議に提出していただければと思います。

(松浦委員)

次回会議資料は、カラーで印刷していただけますか。

(北澤次長)

了解しました。

(常木会長)

次に議題(3)「その他」になりますが、事務局から何か報告はありますか。

(北澤次長)

今年度の事業に関しては、文化財保存活用地域計画、市の史跡の他にさまざまな事業を行っていますが、今日は時間が押しておりますので、次回の会議で令和4年度文化財事業報告をさせていただきます。その中で報告するものとして、市野谷天神社の本殿が区画整理で曳家・移転することが決まり、金出委員にご協力をいただき文化財調査を行いましたので、報告させていただきます。それから、1月から2月初旬にかけて、市内のおびしゃ行事に関して、コロナ禍ではありますが各地区がかなり工夫を凝らして祭礼を実施していただきましたので、視察の報告をさせていただきます。3点目は、本日欠席の武田副会長に昨年度から宝蔵院の仏像修理を依頼しております。仏像の修理は今年2月に終了しており、引き続き台座、光背について修理をお願いしておりますので、そちらの報告を次回させていただきます。

(常木会長)

ありがとうございます。他に無いようでしたら、事務局にお返しします。

(秋谷館長)

皆さま、長時間に亘りご審議いただきまして、ありがとうございます。今年度の文化財審議会は今日で最後となりますが、令和5年度も今年度並みに開催させていただければと思っております。第1回目は5月

を目途に開催させていただければと思っております。また、先週金曜日に人事異動の内示が出ましたが、事務局に異動は無いということで、来年度も引き続き宜しくお願い致します。

以上で令和4年度第3回流山市文化財審議会を閉会させていただきます。